

静岡地方裁判所委員会結果概要（第8回）

静岡地方裁判所委員会事務局

1 日 時 平成19年7月2日（火）午後3時から午後5時15分まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

織部美知枝，大坪 檀，佐藤エイ子，塩沢忠和，島本光臣，鈴木健太，谷川 治，
藤原通孝，堀田尚志，望月 浩，渡邊高秀（敬称略）

4 議事等

■ 新委員紹介

長谷川憲一委員（欠席）及び藤原通孝委員の紹介

■ 裁判員制度実施へ向けた準備状況について

（盛田刑事首席書記官）

6月13日に裁判員の参加する刑事裁判に関する規則が制定された。同規則2条により本県における裁判員裁判の実施庁が静岡地裁本庁，沼津支部及び浜松支部の3箇庁となった。また，同規則の7条により裁判員及び補充裁判員に対する日当は1日当たり1万円以内と，選任手続の期日には出頭したものの裁判員及び補充裁判員に選任されなかった者に対する日当は1日当たり8,000円以内とそれぞれ定められた。

また，同規則において，裁判員選任の手続が定められた。

なお，裁判員の参加する刑事裁判に関する法律も一部改正され，部分判決制度が創設された。

（國武総務課長）

これまでに制度実施に向けて実施してきた取り組みを紹介した上，今後取り

組むべき環境整備及び広報について説明した。

【意見交換】

- 裁判所は、広報する際インターネットを使用しているのか。最高裁のホームページではなく、もっと敷居の高くないところで掲示したらいかがか。それからテレビで放送すべきである。活字ではあまり効果が期待できない。
- テレビを活用するとなると広告費用が掛かることになるが、やはり、メディアに流して、露出を増やすことが必要である。インターネットの活用も叫ばれているが、未だパソコンに触ったことのない人もいるわけだから、そのような人へも行き届く広報でなければならない。
- テレビでの広報は、最高裁で全国的に統一してやればよい。そして地域に対する広報は、例えば、商工会の会報誌などを利用すればよい。
- 裁判員制度は、国家的大事業である。選挙広報のようにNHKで一定の時間枠を設けて流すようなことをしてもいいと思う。
- 堅い番組では人は見ない。バラエティー番組的な構成であれば見るのではないか。
- 裁判員制度の導入によって日本の民主主義が新しい段階に入ったのだということ自体をもっとアピールすべきである。
- 今までは、裁判員制度が実施されても国民には負担をかけないといった呼び掛け方だったように思うが、これからは、裁判員制度の有する意義や良さをもっと前面に出してアピールしていくべきである。裁判員制度は、民主主義の根幹をなす制度であることや裁判員を務めることによって得られるであろう充足感を訴えていくべきである。ある委員が、常に「裁判員制度の導入によって日本の民主主義は新しい段階に入った。」と言われているが、私もそう思うし、だからこそ参加すべきだと、私も常に言っている。

■ 静岡地方裁判所新庁舎について

(堀田事務局長)

新庁舎の内部については、平面計画図が完成したところである。

また、外観等については、静岡市の都市景観条例の都市景観形成重点地域に指定されて市との協議が必要となり、現在協議中である。そのため、どのような外観になるかは未定であるが、最高裁としては、地域の中核として美しい街並みをつくり、景観形成の拠点となる建築を具現化したいと考えているとのことで、歴史・文化に彩られた地域性を考慮し、その歴史的背景との調和、周辺街区との調和及び地域の風景との連続性に配慮した建物にしたいと考えているようである。

【意見交換】

- 採光を工夫して自然光をできるだけ取り入れるなど、環境への配慮をぜひお願いしたい。
- 次期地方裁判所委員会へ向けた意見交換について
 - 大変勉強になり、いい経験をさせていただいた。
 - 私の任期中は、時節柄、裁判員制度をテーマとすることが多くなったり、新庁舎の問題が取りあげられたりとテーマが絞られていたのでそうでもなかったが、この委員会で何を話すのか、最初にテーマを浮かび上がらせて、事前に委員に知らせていただければ委員も話しやすくなると思う。
 - 今後、裁判員模擬裁判や模擬選任を行うということだが、そこに職員を送り出す側としては、もう少し詳しい情報を与えていただきたい。私は、補充裁判員について本日まで知らなかった。また、模擬選任については選挙管理委員会の名簿からも試行していただきたい。
 - 当初より、この委員会は、風通しのいい裁判所、国民に身近な裁判所を目指しているということだが、個人的には、裁判所としての威厳は持ち続けていただきたい。
 - 委員の選出について検討していただきたい。実際に裁判所を利用したことのある方を起用した方が、本当に風通しのよい裁判所になるのではないか。

- 男女共同参画の時代なのだから、女性委員をもう少し入れてほしい。司法に関心を持っていただく良い機会になるはずである。
- 一般の人達の代弁者を委員とすべきである。
- 私もいい経験をさせていただいた。今後に向けて、やはり、広報に力を入れてほしい。私の経験からもテレビの影響は大きい。ただ、委員になるまで、裁判所の広報活動など考えられなかったが、目の当たりで、いろいろ活動されているのを見ることができて良かった。
- 地方裁判所委員会が発足した当初、日弁連は、非常にこの委員会に期待をしていた。ところが、実際は、意見は言い放しで、単なる懇談会で終わってしまい、一委員として忸怩たる思いである。また、4年で8回の開催ということだが、年当たり2回の開催ではいかにも少ない。さらに、先ほどエンドユーザーの意見という話が出ていたが、裁判所の利用者にアンケートを実施し、その結果を地裁委員会で発表をするということもできる。東京では、裁判官に対する苦情を紹介しているようである。
- 地方裁判所委員会は、本来、諮問する委員会であるということを再度確認していただきたい。実際の委員会の運営は、まず、委員が裁判所のことを知り、その次に意見を言うという順序になってしまう。今期も裁判員制度や新庁舎など当面する課題があったことから、裁判所から提示されたものを受けて回答するという運営になってしまった。それはそれで仕方のないことであるとも思っているが、せっかくいい意見が出ているのに、その場限りのものとして終わってしまって、もったいない。それらの意見がその後も生かせるようになってほしい。